

不適合管理委員会報告情報
平成18年1月6日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年1月6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器のサンプリングラック内2次弁(コック弁)において、グラウンド部に水のにじみが認められたため、グラウンド部を点検・調整	
2	4号機	制御棒駆動水ポンプ(A)増速機油温度計(TI-3-1110A)において、付け根部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
3	4号機	タービン補機冷却水ポンプ(A)のベント弁(V-36-204A)において、シートリーク(1滴/秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
4	5号機	高圧復水ポンプ(B)吐出弁(V-32-13B)において、スピンドルカバー部よりグリスのにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
5	6号機	主発電機固定子冷却水配管点検時、配管フランジボルト(タービン側1箇所)にかじりが発生したため、フランジ部を点検・修理	
6	6号機	主発電機リークテスト作業時、発電機防災配管の閉止プラグ部に微量なエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	
7	6号機	低圧炉心スプレイポンプベント1次弁(E21-C001-V05)において、ハンドル及びハンドル押さえ部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	
8	6号機	制御棒駆動機構半自動分解装置簡易点検時、除染水循環タンク内水温計測用温度センサーの破損が認められたため、センサーを交換	
9	6号機	制御棒駆動機構自動交換機点検作業時、昇降台車駆動用モータの電磁ブレーキ部に錆が認められたため、電磁ブレーキ部を交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	タービン建屋換気空調系排気ファン(E6-1C)電動機点検時、主ケーブル口出しパッキンに劣化(ひび割れ)が認められたため、当該部を点検・修理	
11	6号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却水配管水抜き時、淡水注入手動元弁(V-7-20V67)において、シートリーク(鉛筆1本程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
12	集中環境施設	廃液乾燥固化系無段変速機の潤滑油ろ過器(B)において、詰まりが認められたため、ろ過器を点検・清掃	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで